**椎葉村第１０次高齢者保健福祉計画及び第９期介護保険事業計画（R6～R8）**

**策定支援業務プロポーザル実施要領**

1. **趣旨**

この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定にあたり、策定支援事業者を選定するためのプロポーザルの実施に関する必要な事項を定めるものである。

1. **委託業務の名称**

椎葉村第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（R6～R8）策定支援業務

1. **委託業務の目的**

各種調査結果やサービス提供の実績等から、令和3年3月に策定した現行の

「第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の評価を行うとともに、現状の課題を整理し、次期計画に盛り込むべき施策内容の検討を進め、計画書の策定支援業務を行うことを目的とする。

1. **委託業務の概要**
2. 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

1. 委託期間

契約締結日から令和６年３月２６日（火）まで

1. 予算限度額

\2,640,000円（消費税を含む）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

**5. 選定方法**

公募型プロポーザル方式により選定

**6. 参加資格**

　 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者とする。

　　（１）定期的に対面での協議ができる者であること。

　　（２）地方自治法施行令（昭和22年政令台16号）第167条4の規定に該当しない者であること。

（３）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

　　　①破産者で復権を得ない者

　　 　②禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（４）椎葉村入札参加資格業者の指名停止に関する要領（平成23年要領第2号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。

（５）暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（６）椎葉村業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、椎葉村業務委託契約等に係る参加資格名簿に登録されている者であること。

**7. 日程**

|  |  |
| --- | --- |
| 募集要項等の公表 | 令和５年８月　１日(火)※村ホームページに掲載 |
| 質問書提出期限 | 令和５年８月３日(木)午後5時まで |
| 質問に対する回答期日 | 令和５年８月７日(月)午後5時まで |
| 参加表明書提出期限 | 令和５年８月１０日(木)午後5時まで |
| 提案書提出期限 | 令和５年８月２４日(木)午後5時まで |
| 辞退届提出期限 | 令和５年８月２８日(月)午後5時まで |
| プレゼンテーション | 令和５年８月３１日(木）予定 |
| 審査結果の通知 | 令和５年９月上旬 |
| 契約期間 | 契約締結日から令和６年３月２６日(火)まで |
| 計画書納品期日 | 令和６年３月２２日(金) |

**8. 本実施要領の内容についての質問受付及び回答**

（１）本実施要領の内容についての質問がある場合は、書面（様式自由、

Ａ４版）により行うものとし、電子メールで受け付ける。

① 質 問 期 限: 令和５年８月３日(木)　午後５時まで

② 提 出 先 : kai-chikahiro@vill.shiiba.miyazaki.jp

（２）質問に対する回答は、令和５年８月７日(月)午後5時までに、全事業者へ同内容を電子メールにて送信する。

（３）提案書作成に不可欠な資料等の要求がある場合は、質問同様にメールにて行うこと。その際、村が必要と認めた場合は、その回答を参加者全員にメールを送信する。

**9. 参加表明書の提出**

（１）提出期限：令和５年８月１０日（木）午後５時まで

（２）提出書類：参加表明書（様式第１号）

　　　　　 　参加資格確認書（様式第２号）

　　　　　 会社概要書

　　　　　 業務実績

（３）提出方法：電子メールのみ

（４）提出先： kai-chikahiro@vill.shiiba.miyazaki.jp

**10. 提出書類**

本業務への提案に係る提出書類は次のとおりとする。

（１）企画提案書提出書（様式３号）

（２）提案書（1部）

Ａ４判（Ａ３判による折込頁の挿入は可）20頁程度とする。

1. 表紙には、タイトル及び提案社名を記載すること。
2. 計画策定における貴社の基本的な考え方、方針、重点事項、特長等
3. 計画策定支援の具体的な業務内容と方法
4. 支援体制（業務責任者・担当者等の体制・役割、経歴・経験年数等）
5. 業務工程表

（３）会社概要書（1部）

様式は任意とする。（既存パンフレット等可）

（４）見積内訳書（1部）

費用の積算内訳がわかるものを提出すること。（消費税等を含む）

**11. 提出期限及び提出方法**

本業務への提出書類の提出期限及び提出方法は次のとおりとする。

（１）提出期限

令和５年８月２４日(木)　午後５時まで

（２）提出方法：電子メールのみ

（３）提出先：kai-chikahiro@vill.shiiba.miyazaki.jp

**12. 参加の辞退**

参加表明後、本プロポーザルを辞退する場合は、令和５年８月２８日（月）

午後５時までに辞退届（様式第４号）を提出すること。

**13. 審査の方法**

（１）参加申込者から提出された書類について、記載事項を確認し、参加資格及び適格要件を満たしているか審査する。

①本審査の実施場所及び時間は、応募状況を確認した後、速やかに通知します。

②本審査の出席者は３名以内とします。

③本審査の時間は発表時間を２０分以内、質疑の時間を１０分以内とします。

④本審査は提出している企画提案書のみを使用して実施するものとし、パソコン等の電子機器は使用できません。

（２）選定にあたっては、椎葉村第１０次高齢者保健福祉計画及び第９次介護保険事業計画支援策定プロポーザル選定委員により企画提案書の審査を行い、契約予定者を選定する。

（３）「椎葉村第１０次高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画（R6～R8）策定支援業務委託事業者選定に係る提案等評価個票」に基づく採点（審査者１名につき１００点満点）を行い、総得点が最も高い者を契約候補者とする

**14. 審査結果の公表及び通知**

審査結果通知は、令和５年９月上旬に郵送で通知する。審査結果通知前に電話や来訪、メール等による問い合わせには応じない。なお、審査結果について異議の申立ては受け付けない。

**15. 契約の締結**

審査の結果、事業者の決定がなされた後、決定事業者は速やかに見積書の提

出を行い、見積価格が本村の設定した予定価格内である場合に契約の締結がなされるものとする。

**16. 提案に当たっての注意事項**

（１）本提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

①本提案に関する提出物は返却しない。

②提出後の提案書の差し替え及び再提出は一切認めない。

③本提案は、選定以外の目的には使用しない。

ただし、提出物については椎葉村情報公開条例（平成13年条例第1号）による公開請求の対象となる。

④本提案により採用された場合、提案したすべての内容の契約を保障するものではなく、今後、国の指針等の変更等も視野に入れ、適宜、協議を行い決定していくものとする。

ただし、別途業務仕様書に示す内容から逸脱してはならない。

⑤情報の授受はメール・紙媒体での郵送を想定しているが、通信に関する事故が発生した場合は、本村はいかなる責任も負わない。

⑥本提案に関して辞退した場合も、これを理由として今後不利益な扱いを受けることはない。

　　⑦提案書の提出は、１者につき１案とする。

　　⑧本手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

　 ⑨提出書類に虚偽の記載をした場合には無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

 ⑩本提案に関する提案書等について、著作権侵害やその他の疑義が発覚した場合は、すべて提案者の責任とする。